

(意見書案第2号)

森林吸収源の財源確保を求める意見書

北海道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等、多面的な機能の発揮が期待されている。

これらの機能を十分に発揮させるためには、植林や間伐などの森林整備を着実に実施し、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進めることが不可欠である。

特に、地球温暖化防止に関しては、CO₂排出削減策の推進とともに森林による吸収量の確保は極めて重要な役割を果たしている。

森林吸収源対策として、間伐等の森林整備と生産される木材を利用することは、京都議定書第二約束期間における我が国の目標である、平成32年度の森林吸収量2.8%以上(平成17年度比)の削減確保に直接つながること、また生産された木材をバイオマスエネルギーとして利用し化石燃料の代替とすることで、温室効果ガスの排出削減にも貢献することの両面の効果がある。

さらに、森林の整備を進め、木材を積極的に利用して林業を成長産業化していくことは、国土保全などの森林の公益的機能の発揮のみならず、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大など地方創生にも大きく貢献するものである。

よって、国においては、下記の事項について実現するよう強く要望する。

記

- 1 森林整備や木材利用などの森林吸収源対策は、地球温暖化対策の重要な柱であるとともに、地方創生にも大きく貢献することから、その安定した財源の充実・強化のための制度を速やかに構築すること。
- 2 上記の安定した財源が確保されるまでの間の対応等として、平成28年度予算において、森林整備・木材利用等の推進のための予算を十分に確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月18日

釧路市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
農林水産大臣
環境大臣 } 宛